平成２７年（フ）第７３号
福岡市早良区南庄２丁目３番24号
債務者　秋本　富惠
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７６号
福岡市西区十郎川団地２番103号
債務者　野見山　元
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７９号
福岡市東区和白３丁目10番７号
債務者　住吉　貴光
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８６号
福岡市城南区梅林２丁目17番12―201号
債務者　水川　弘文
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８７号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木1802番地１
債務者　伊藤　真紀
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８８号
福岡市早良区四箇２丁目７番28―204号
債務者　白井　千穂
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８９号
福岡市博多区堅粕３丁目７番29―306号
債務者　船津恵利子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０３号
福岡県糟屋郡宇美町原田３丁目９番７―103号
債務者　坂井喜代香（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０５号
福岡市中央区黒門６番５号
債務者　阿比留美智代
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０６号
福岡市東区城浜団地51番505号
債務者　片田江円乃（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０８号
福岡市早良区田村１丁目３番11―302号
債務者　ナバラ麻弥（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１６号
福岡市博多区諸岡６丁目24番22号、住民票の住所福岡市東区和白東１丁目18番1406号
債務者　宮崎美由紀（旧姓早田）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１８号
福岡市博多区吉塚７丁目７番49―201号
債務者　阿武美由紀
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２２号
福岡県福津市西福間４丁目13番11号、前住所宮城県仙台市太白区青山１丁目21番16号
債務者　堀田　勝郎
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２３号
福岡県糟屋郡志免町桜丘１丁目36番９号
債務者　中野　剛
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３３号
福岡市南区大橋１丁目２番31号
債務者　門田　一男
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１号
福岡県大牟田市大字橘795番地１　タウニィ橘505号
債務者　松本　博彦
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第２０号
宮城県多賀城市大代３丁目７番42号　レフィナードＹＯＵ102号
債務者　吉田　貴仁
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係